

第4回 東京都商品等安全対策協議会

平成21年1月28日（水）

東京都庁 第一本庁舎42階 特別会議室C

午前10時00分開会

○長生活安全課長 皆様、おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

本日は、皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第をめくりますと、その下に報告書がございます。報告書（案）というふうになっております。それから、第3回協議会の議事録があります。この議事録につきましては、2月2日にホームページにアップする予定ですので、訂正等ございましたら1月30日までに事務局までご連絡いただければと思います。

それから、本日の委員の方々の出席状況についてご報告いたしますが、本日は山上委員の代理といたしまして、池田澄子様にご出席をいただいております。また、小林委員におかれましては、ご欠席ということでご連絡をいただいております。

では、これから詫間会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○詫間会長 年度末、大変お忙しい中、しかも朝早くからお集まりいただきまして感謝しておりますが、第4回ということで、本年度につきましてはこれで最終回ということになるかと思っております。

今、お手元に長課長様のほうからご案内がありましたように、報告書（案）の（案）が取れるように協議をさせていただいて、ご協力を賜ればありがたいと存じます。

それでは、おそろいでございますので、事務局のほうからこの案につきまして、ポイント、概要、その他のご説明をまずお願いできればと思います。

○丹野安全担当係長 では、事務局のほうから説明したいと思います。座ったままで失礼いたします。

それでは、お手元でございます「『ベビー用のおやつ』の安全対策について 報告書（案）」をご覧ください。こちらの報告書（案）につきましては、皆様に2度にわたりご確認いただきまして、いただいたご意見につきましては、ほぼこの案に盛り込んでおります。皆様には、大変お忙しいところ、お手数をおかけいたしました。本当にありがとうございました。

では、内容につきましては既にご確認いただいておりますので、私のほうからは簡単にご説明したいと思います。

まず、表紙を1枚めくっていただきまして、こちらは皆様、初めてご覧になるかと思うのですが、裏面に「はじめに」ということで託児会長のほうからお言葉をいただいております。

続きまして目次ということで、次のページまで目次がわたっているのですが、報告書の構成につきましては、前回からお示ししているものと変わっておりません。4部の構成になっておりまして、まず「『ベビー用のおやつ』の安全対策の必要性」、次に「『ベビー用のおやつ』による窒息事故に関する調査等」、次に「『ベビー用のおやつ』における現状及び課題」、そして最後に「『ベビー用のおやつ』の安全対策に係る今後の取組についての提言」ということになっております。

各部、簡単にご説明いたします。まず、資料の1ページ目をご覧ください。「『ベビー用のおやつ』の安全対策の必要性」ということですが、こちらにつきましては、多くの消費者が利用している。窒息事故が潜在化している可能性がある。業界内で統一的な規格等がないということの3点を挙げております。

続きまして、3ページには、各事業者の方々の取組が表2及び表3という形でまとめてございます。

4ページ目からは、国民生活センターの消費生活相談の情報です。続きまして、東京消防庁さんからいただきました救急出動件数と、最後に、山中先生からいただきました情報について記載をさせていただいております。

続きまして、7ページ以降の2の「『ベビー用のおやつ』による窒息事故に関する調査等」でございます。こちらは、初めに、まず(1)としてインターネット消費者アンケート調査について記載してございます。こちらは皆様にも何度もご確認いただいておりますので説明は割愛させていただきまして、16ページの(2)には、インターネットホームページによる意見募集についてということで、こちらは最終的には19件という件数のご意見をいただきましたが、その全ての内容を一覧表にしてまとめてございます。

続きまして、19ページには、(3)としてインターネット都政モニター制度による意見募集の結果を記載してございます。詳しい内容につきましては、既に皆様ご案内のとおりでございます。

続きまして、22ページからは3ということで「『ベビー用のおやつ』における現状及び課題」でございます。

まず、(1)で商品の安全対策について述べておまして、アとして、業界内で商品の品質に関する規格等が統一化されていない旨を記述しております。

次に、イの「授乳・離乳の支援ガイド」との整合については、最初に「授乳・離乳の支援ガイド」について述べております。次に、23ページのあたりから、その中の離乳食の進め方の目安の記述と、現在販売されている「ベビー用のおやつ」との比較をしております。

次に、24ページの下の方にございますウの窒息事故の発生状況では、窒息事故を防止するためには、表示も含めた商品の安全対策が必要であることなどがうたわれております。

次のエの商品の注意表示等では、注意表示を読まない人がいることですか、月齢表示について誤解がある、消費者が誤った認識をしているのではないかというようなことについて記述をしております。

次に、26ページからの(2)「ベビー用のおやつ」に対する消費者の意識についてです。こちらはアからエまでで、インターネット消費者アンケート調査ですとか、インターネット都政モニター制度の結果を引用いたしまして、現状や課題について述べております。

そして、27ページのオのところでは、食育の必要性。

次のカでは、母子健康手帳を有効に使うことができないかということ。

次のキでは、同じく乳児健康診査時に普及啓発ができるのではないかというようなことを投げかけております。

次の28ページの(3)は、窒息事故の潜在化についてでございます。インターネット消費者アンケート調査の結果からもわかりますとおり、事故が起きたり、起きそうになっても、その原因は自分にあると思う人が多いため、どこにも相談しないケースがほとんどということが明らかになりました。これでは消費者の声が事業者が届かず、商品の改良につながらないのではという問題提起をしております。

そして、最後の29ページからが「『ベビー用のおやつ』の安全対策に係る今後の取組についての提言」ということで、この報告書の最も重要な部分でございます。まず前文で、将来こういう社会があるべきではないか、こういう社会の実現を求めるべきではないかというようなことを述べまして、結果的には7点について提言をしております。

まず、(1)のアとして、事業者の方々には、まず注意表示の改善について。次に、イとして「ベビー用のおやつ」の安全性に関するガイドライン等の策定の検討をしていただく

ということを述べております。続きまして、ウとして、国や関係機関に対しましては、食品による窒息事故防止のための定期的かつ継続的な調査・研究の実施をお願いするということです。

次に、(2)の消費者への普及啓発では、都が行うこととして、アの食育の視点に立った取組。続きまして、30ページでございますイの乳児健康診査時の保護者への普及啓発。ウの母子健康手帳への反映。これは国をお願いすることでございます。あと、エの消費者への積極的な情報提供、注意喚起。こちら東京が積極的に行うということでございます。あと、東京都と事業者の方々と併せて行っていくこととして、エの中の最後のほうにございます事故情報通報を消費者へ呼びかける、こちらを掲げております。

続きまして、31ページ目からは資料編になっておりまして、まず資料1といたしまして、インターネット消費者アンケート調査の調査表がそのまま載せてございます。

続きまして、資料2といたしましては、「ベビーフード指針」。これは旧厚生省が定めたものです。

続きまして、資料3として「授乳・離乳の支援ガイド」の抜粋です。離乳の部分の抜粋でございます。

続きまして、資料4といたしまして、日本ベビーフード協議会さんが定めていらっしゃいます「ベビーフード自主規格」の最新のものでございます。

次に、資料5といたしまして、「窒息した場合の対処法」。こちらは日本赤十字社さんのほうからご提供いただいた資料を載せてございます。

資料6といたしまして、「商品・サービスに関する危害・危険情報提供サイト一覧」。

資料7といたしまして、「消費生活相談窓口一覧」をつけてございます。

報告書（案）についての説明は以上で終わります。

○詫間会長 どうもありがとうございました。事務局のほうで多大なご努力をいただきまして、その間に各委員からもいろいろチェック等、貴重なご意見などいただきまして、本日お手元にお配りしておりますのができ上がっておるわけでございますが、ページ数は資料3の「離乳編」あたりから7ページズレてきているというのは、また後で統一番号になるのですか。ページ数が2つついていますね。7ページずつズレているけれども、後で全部通せばいいわけですね。

○丹野安全担当係長 はい。もとの資料のページと今回の報告書のページとで2つ重なっ

ている部分がございますが、下についている番号がこの報告書のページになっております。

○詫間会長 そうですね。最終的には上のページ数を取るということになりますか、全体を通した場合は。

○丹野安全担当係長 はい。

○詫間会長 いろいろ資料が入ったり出たりということもあったのでこういうことになっているのかと思いますが、別に特に問題があるわけではございませんが。

ご覧いただきましたようなことですが、資料3に英文のすばらしい文献が、博士論文じゃないかと思うぐらいの論文がありますが、もちろん引用参考文献が一番後ろのほうに、この報告書で使いましたものにつきましては日本語の文献が並べてあるわけでございますが、この文献は食物アレルギーとか、主として資料3に関するものでございますか。真ん中辺にすばらしい英文の文献が2ページにわたってございますね。

○丹野安全担当係長 はい。資料3に関するものでございます。

○詫間会長 都の報告書でこれだけ4ページにわたって英文の文献がついているのはちょっと珍しいものですから目立つかなという感じで、それは必要でございますからもちろん結構でございますが。ちょっと細かいことを申し上げましたが、今、概略ご説明いただきましたように、4章にわたりまして、最後のところに提言を事業者と消費者と都自身及び国に対してまとめていただいているという構成でございますね。資料は全部で7ということでございますが、一番最後にこの報告書全体の引用参考文献ということで構成させていただいているということでございます。

それでは、せっかくの機会でございますので、ごく短くお気づきになった点とか、あるいは全体を通してのご感想、あるいはコメントでも結構でございますが、せっかくの機会なので、一言お願いできればと思いますが、まず持丸先生、いかがでございますか。大変ご苦勞いただいておりますが。

○持丸副会長 結構な報告書をつくっていただきまして、ありがとうございます。その中でも私が御礼を申し上げたいのは、特に企業の方々に多大な歩み寄りを見せていただきまして、私も企業の方々にも申し上げたのですが、最終的には健全で活発なマーケットを作っていけるようにというところでご同意をいただいて、よい報告書になっているようで、何よりそれをうれしく思っております。

私がいただいている宿題は、私と、もしかしたら山中先生と一緒にやらなければならな

いのかもしれないのですが、嚙下とか飲み込みとか、そういうようなところに関してやはり科学的な研究が、この「ベビー用のおやつ」だけではないかもしれませんが、引き続きやっていかななくてはいけないなとひしひしと感じておりました、それはこの後、われわれのほうでも取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

○詫間会長 ありがとうございます。今たまたまお名前が出ておりましたが、ご了解いただきまして、1章の(3)のウに山中龍宏先生からの情報をここに載せさせていただいておりますが、先生も今の持丸先生との関係で一言お願いできればと思います。

○山中特別委員 今回こういう会に参加させていただきまして、非常に貴重なデータが出て大変有意義だったと思っております。

今伺っていて思ったのですが、29ページ(1)のウ、窒息事故防止のための定期的かつ継続的な調査・研究の実施を国や関係機関に要望される件ですが、ちょっと茫漠としているように思います。一例をあげますと、窒息事故が起きても担当部署がないんですね。こんにゃく入りゼリーは既に二十数人亡くなっていますが、厚生労働省は衛生関係なので、こんにゃく入りゼリーの窒息に関してうちは担当ではない。農林水産省も、食品に関してで窒息は関係ない。経済産業省もそうだということで、これは内閣府の担当者から聞いたのですが、こんにゃく入りゼリーは「隙間事案」といってどこも担当者がいないのだそうです。国や関係機関に言うといっても、例えば消費者庁に子供の事故の部署を設けて、そこが検討するとかにしませんと、結局どこも担当なしで過ぎていくわけです。茫漠と「国・関係機関」というのではなく、現時点では受け皿がどこにもないというところが問題だということもつけ加えていただけるといいと思います。

行政からの報告ですのでどこまで言えるか、いろいろ問題はあるかもしれませんが、今回の「ベビー用のおやつ」も、窒息が起こったらどこが担当するのか。もう少しこのウのところを具体的に示すことができればいいかなと思いました。

以上です。

○詫間会長 どうもありがとうございます。では、その件につきまして丹野さんのほうから。

○丹野安全担当係長 事務局のほうから。今の山中先生のお話を伺いまして、私ども、この報告書の提言を受けまして、これから都として正式に国には提案ということで差し上げ

ていこうというふうに考えております。今のところ、提案先といたしましては、当然、厚生労働省の食品を担当している部署ですとか、あと内閣府の食品安全委員会のほうにも提案していきますが、今、山中先生がおっしゃっていた内容につきましても、当然、都から正式に出します提案書の中に盛り込ませていただきまして、関係する部署、今、厚生労働省と食品安全委員会を考えておりますが、必要があるところに更に加えて提案をしていきたいと考えておりますので、都として速やかに対応したいと思います。

○詫間会長 そうしていただければと思いますが、もう一つ、消費生活対策審議会というのがございまして、私も委員に任命していただいております、次の回が2月10日でございますね。ここは消費者庁との関連が非常に強いので、そこでもちょっと話題にさせていただいたらいいかなと思ってお聞きしたのですけれども、部長さんのほうから何かございますか。

○清宮消費生活部長 今、先生からお話ございましたように、2月10日には開催の予定もございますので、その中でもこの報告をさせていただくということで考えたいと思います。また、消費者庁につきましては、まだ国は消費者庁の機関自体はできていないところではございますけれども、内閣府が所管しているところでもありますので、関係機関への情報提供の中で、先ほど事務局からもご説明しましたが、消費者庁の設置関連の部署にもご報告し、情報提供し、進めていくことをしたいと考えます。

○詫間会長 よろしくお願いたします。消費者庁もまだちょっと足踏み状態で残念でございますけれども、官庁の一つの余りよくないあれなんです、ネガティブな権限闘争みたいなもので、それは私どもの権限ではございません。どこどこに行ってくださいというふうにとらい回しになりますので、今、山中先生がおっしゃったように、やはり総合的に取り組んでいただく方向でお願いできればということを次の消費生活対策審議会等で申し上げたいと思っておりますので、念頭に入れて進めさせていただければと思います。

では、時間の関係もございますので、お隣におられます向井先生、大変細かいところをいろいろチェックしていただいて感謝しておりますが、特に歯学、医学のほうからのご見地からいかがでございましょうか。

○向井特別委員 向井です。読ませていただきまして、この報告書の内容の特にいろいろな情報のエピソードが語られているというのと、大まかにびっくりしたのが、こんなにたくさんの方が「ベビー用のおやつ」を、ゼロ歳児で、しかも離乳期に利用しているという

のが、たぶんこれを見た方の半数がびっくりしているんじゃないかと思うのですが、やはり一番は、つくる側が、どうやって食べるかというその一点が欠けていたんじゃないかということだと思います。食べ方について、商品を開発するときには、どういう方がどういうふうに食べるのだらうという意識をもう少し持って製造していただければいいなど。そうすると、かなり解決が説明がつくんじゃないかというふうに思います。それは人ですから、人というのは赤ちゃんからお年寄りまでずっと発達・発育して、そしてまた老化していくわけですから、その辺のことをちょっと盛り込めないかなとは思ったのですけれども、ただ、「授乳・離乳の支援ガイド」のところの引用で、国と母子手帳という2つの大きなものを使って迫っていればいいのかというふうに思っております。「ベビー用のおやつ」が悪いものでは決してないので、先ほどのように、誰がどうやって食べていくかという食べ方さえあればいいものだというふうに思っております。

○詫間会長 ありがとうございます。先生から今もお話がありました「授乳・離乳の支援ガイド」策定に関する研究会のご成果が大分こちらに活用させていただいておりまして、特に通し番号で51ページで、目安についてもここに掲げさせていただいておりまして大変参考になっております。私が言うのもちょっと口幅ったいのですけれども、この領域に関しての報告書としては、今後、この関係の方々をご覧になった場合、非常に参考になるのではないかと思います。そういう意味で、向井先生は細かく医学的、歯学的な観点からもごチェックいただけたことは大変ありがたいというふうに思っております。

順不同になりますが、この際どうでございましょうか。順番にお願いして行ってよろしゅうございましょうか。高橋先生、園長先生のお立場からまずいかがでございましょうか。

○高橋特別委員 この安全対策協議会に参加させていただいて本当に有難うございました。いろいろと勉強させていただいたという思いでいっぱいでございます。

私ども保育園では、おやつというのは手づくりおやつがほとんどでございまして、お母様方がお家でベビーフードなどを召し上がる、それで、こういうことがあった、ああいうことがあった、どういうベビーフードが好評だった等、お話を伺ったりはしているのですが、ここでいろいろな資料を拝見致しまして、本当にいろいろな間違い、危険なことも非常に多いという事をもう一つ深く認識することができました。私どももかなり乳幼児関連の研修を受け勉強をしているのですが、乳児の食事と発達についてとか、乳児の疾病について等、乳児保育の実践についての研修が多く、ベビーフードの危険性についての様な

ベビーフードを危険性の面から学ぶような研修はそう多くはないのです。この機会を頂いた事で、丁度私ども保育所では、「保育所保育指針」というものが21年度から新しく改定されます。そしてその中で、保育者支援、又地域の子育て支援が更に強く求められてきております。そういう意味からも、やはりお母様たちが危険な状態を回避できるための、それを指導できる研修というのをもっと力を入れて広めていかなければいけないなという事を強く感じました。また、事業者の方々がいいろいろお考えになって研究なさって、安全で美味しい楽しめるベビーフードを子供たちにと努力してくださっているという事もわかりましたし、更にそれを、今回の安全対策協議会での提言を、今後のベビーフード作りに生かして頂いて子供たちにとって一番いい状態で提供していただきたい、子供にとって、やはりおやつというのはすごく楽しみな、心が豊かになるものですので、いいものをぜひぜひこれからもつくっていただきたいと期待しております。ありがとうございます。

○詫間会長 ありがとうございます。私どもが見学に行っても、おやつというのはちょっと食べさせてもらいたいというような感じになりますのでね。保育園の場合は、6カ月児ぐらいから就学前まででしょう。

○高橋特別委員 私どもでは、産休明けと申しまして、生後57日から就学前までお預かり致しております。

○詫間会長 普通は6カ月ぐらいからでございますけれども、それだとますます離乳食から実際の固形物に行く過程全部をやっておられますね。

○高橋特別委員 はい、やっておりますので、大変勉強させていただきました。

○詫間会長 そうですね。機会があれば、お母様方にもまたご伝達くださればありがたいと思います。

○高橋特別委員 はい、今回の協議会での事を是非お伝えしたいと思います。

○詫間会長 ありがとうございます。

事業者の方は古澤様、関口様、稲瀬様と。小野様は、事業者というか、第三者のキッズ協議会でいらっしゃいますが。関口様が協会としては・・・。順不同で結構ですが、では、お三方、事業者のお立場からのコメント、ご感想を。関口様は最後におっしゃっていただいたほうがいいかもしれませんね。

○古澤特別委員 おはようございます。私も皆様と同じように、今回の協議会に参加させていただきまして非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。

実際のところは、事業者の立場としては、ここまで大きな問題なのかなというのが最初に思ったことではあったのですが、実際こういった皆様のお話を聞きまして、まだまだ氷山の一角でもありますし、こういったことを本当に考えていかねばならないと痛感した4回でございました。

われわれも考えておりますのは、やはり消費者とともに健全なる市場を育成していくという事は全然変わっておりませんので、消費者の方に理解促進をしていただけるような形の商品づくり、啓発を中心に、活動としてやっていきたいというふうに考えておりますので、逆に皆様からのご意見がありましたら、ぜひ事業者側に対して意見を言ってくださるようお願いいたします。我々も、もっと前向きに考えてやらさせていただきます。今回はどうもありがとうございました。

○詫間会長 ありがとうございます。日本もそういうことで主体的にガイドその他をご作成いただくということが非常に望ましいと思います。

○関口特別委員 私どもベビーフード協議会としましても、おやつに関しては、最初に申し上げたとおり、ベビーフードの範疇に入らないということで、各事業者任せにしてきたところはあるのですけれども、やはり古澤先生がおっしゃるように、この問題をきっちり受けとめて対処していきたいというのが基本的な方向です。

向井先生がおっしゃるように、製造者として果たしておやつの喉詰まりに対するリスクをきっちり捉えて開発・製造してきたのかということですが、私どもとしては、きっちりそれをやってきたつもりではありますけれども、世の中も変わりますし、お客様からのいろいろな高い要求も日々変わってきますので、そういう意味では、ちょっと欠けていた部分が確かにあったのかなというふうに反省はしております。

更に、おやつに関してリスクを、喉詰まりという部分を中心に、設計・製造、この辺に心がけていきたいというふうに思います。ベビーフードに関しては、日本のベビーフードはいろいろな種類やいろいろなメニューがございます。ほかの国にはない、バラエティーに富んだものが日本のベビーフードの特徴です。もちろん種類やメニューだけではなくて、安心・安全な点に関しましても、これは世界で一番安心・安全なものだというふうに自負しております。原料やトレーサビリティや製造工程や検査体制、こういったものは絶対に他国に負けないという自信があります。これを「ベビー用のおやつ」に関しましても更に広げて、安全な、そして安心していただけるおやつの設計開発をしていきたいと思ってい

ます。

ベビーフード協議会では、既に先週、委員会を開催しまして、まだ報告の案ではございますけれども、結論の方向性というのはこのまま変わらないだろうという認識のもとに、各事業者、各参加メーカーのほうにこの方向性をもう既に伝えております。具体的には、表示のガイドラインをつくりましょうと。中身に関しては、自主規格を何とかつくりましょうと。もちろん、自主規格に関しては、物性の測定やいろいろな困難な問題点がありますので簡単につくれるものではないのですけれども、既にベビーフードのほうで自主規格がありますので、それをそのまま使える部分もあると思いますので、なるべく早い段階で業界として規格をつくりたい。もちろん今、各社が安全性に対してそれぞれ自主規格をつくっていますけれども、それを業界として統一したものを、行政やお客様に、こういった規格でつくっているんだというのを見える形になるべく早くしたいというふうに考えております。

あと最後に、赤ちゃんの市場というのは、ほかの市場と異なりまして、半年から1年たつと赤ちゃんは大きくなってユーザーさんが全部入れかわっていくという特殊な市場でございます。ですから、われわれ事業者も継続的な活動をしていかなければ、1年で終わってしまったら、次の赤ちゃんにはまた同じ問題が起こるということが考えられますので、普及啓発に関しても、東京都の方や行政のほうには継続的に何年、何十年というスパンで取り組む問題なのかなというふうに考えますので、その辺は協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○詫間会長 どうもありがとうございました。自主的な方向で努力を始めていただいておりますが、特に規格の表示とか、注意事項などで、この協議会でもいろいろポイントになったところを重点的に、業界といいますか、協議会のほうでもお進めいただいているようでございますが、稲瀬様のほうはいかがでございますか。今のことと関連してでも結構ですが。その後、池田様と片岡様が相談員関係といいますか、国民生活センター関係でいらっしゃるの簡単にお願ひしたいと思いますが、森永の稲瀬様から。

○稲瀬特別委員 立派な報告書をまとめていただきまして、どうもありがとうございます。今までも、より注意して商品設計なり表示もしてきたつもりですけれども、報告書にありますように、やはり与える側というか、親御さん方も表示を見ない方がおられたりとか、

あるいは注意して与えてくださいというふうに書いていても、それを守っていただけないというのが現実の姿だというふうなこともより認識した次第です。そういう中で、「ベビー用のおやつ」の必要性というの也被言われているということから考えると、事業者としての役割は非常に大きいのかなという意味から、表示のあり方、あるいは月齡の表示も含めて見直しもしたいというふうに思っていますし、あと、品質ですが、硬さとか、大きさとか、そういうところにも問題があるならば、そういうところを検討していくことも必要かなというふうに思っております。

あと、ベビーフード協議会さんのほうで、自主規格をこれから作っていかれるということなので、私どもも菓子業界ですけれども、そういうところのものをこれからも活用していきたいということで進めていきたいというふうに思っております。

○詫間会長 どうもありがとうございました。要するに、PL法といいますか、プロダクト・リライアビリティの考え方もかなり定着しておりますので、もし訴訟が起きた場合は、やはり事業者の方もそちらで証明をしなければならない。そういうことで、ますます責任は大きくなるということですが、一旦、一つでも起こりますと後で長くダメージが影響するというようなこともございますので、今お話がございましたように、十分、更には上質なもので、しかも安全なものをご提供いただくようにご努力いただくということでございますが。

今日は山上先生がお休みなので、代理に池田先生に来ていただいておりますが。

○池田（山上委員代理） 池田でございます。私は、とてもいい報告書であるかなと思います。それで、ベビー用品というふうなことが書いてあれば、消費者は、それをもって子供のことがきちんとわかって、子供が食べるものだということをわかって作ってくださっているのが安心して与えてしまうというのが基本的な考えだと思うんです。さっき向井先生がおっしゃいましたように、作る側がもう少し、どういう場面で食べるのかというのを意識することが大事かなというお話がございましたけれども、さまにそのとおりで、親はベビー用というふうになっていけば、それだけの期待をしておりますので、こういう報告書がつけられたことによって、事故がまだたくさんあるんだということが出てきて、それをまた業界さんなどがこれから検討していただけるということで、その辺はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つ、これから最後のエのところ、事故情報を通報するよう消費者に広く

働きかけるといふふうにございますけれども、消費生活センターで相談をしております、私どもが事故情報をメーカーさんなどにお伝えしますと、そんなものは大した問題ではないというような対応をされるメーカーさんが結構多いんです。ほんの小さな事故でも、同じ事故が幾つかあれば、やはりそこには問題があるというようなことを重要に、ほんの小さな消費者の意見というものを一つずつ丁寧にまとめて、いろいろな事故がないようにということに対応していただけるというふうをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○詫間会長 片岡先生、いかがですか。国民生活センターのほうとの関連ですが。消費生活相談員の協会は国民生活センターの中に今までは置いておられたのですか。品川にあるんですね。

○片岡委員 組織は別ですが。ただ、仕事は連携しながらやっております。

○詫間会長 その関連も含めましてお話しくださればと思いますが。

○片岡委員 私、一番最初の人に、こんにやく入りゼリーをうちで公表して、いろいろな意見がありましたよというお話をしたのですけれども、この報告書の中でも、アンケートを幅広くとられていまして、そういう意味でいろいろな意見が報告書の中にも盛り込まれているということは非常によかったんじゃないかと思えます。

それからもう一つは、やはり一番最後の提言の中で、私、ここを読んでいまして、やはりキーワードは「おやつの望ましい与え方」という言葉じゃないかと思うんです。ですから、これについて事業者も、使う消費者のほうも、この辺のところを共通の土台をしっかりとって、それぞれ取り組んでいくということが必要だなというふうに思いました。

○詫間会長 そうでございますね。確かに与え方は大問題でございまして、あやすために与えているというケースがかなり散見されますので、その辺は消費者のほうも注意しなければならない部分があるかなと思えますが。

松川先生は、この間、NHKの事故対応策についてのインタビューに出ておられましたね。拝見しておりましたけれども。今日もNHKが来ておられますけれども。いろいろな貴重な基礎的なデータをいただいて大変感謝しておりますが、最初のほうは松川先生の資料で始まったようなものでございますが。

○松川委員 今回、この報告書の中で、19年中の救急事故の事例というところで4例ほど挙げさせていただいております。また都政モニターのインターネット調査を見ますと、ヒヤ

リ・ハットも5人に1人以上は経験されているということがあると、やはり潜在的な事故の危険というのは多くあるのかなど。この報告書をきっかけに市民の方への注意喚起が図られれば一定の成果が出るのかなと思いました。

私とすれば、窒息だけにかかわらず、いろいろな市民生活の中での事故、救急車を呼ばれる事故ということを通して、事故を一番早く知り得る機関として、引き続きそういう事例をもとに注意喚起を消防行政としてもしていきたい。併せて、消費者行政を所管する東京都の消費生活部とも事故情報の共有化を図りながら、こういうふうな形で注意喚起していきたいと思っております。

○詫間会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。小野さんのほうは、前はパイプ椅子につきましては表彰していただいたわけですが。

○小野特別委員 大変よくまとめられて、ある意味で私も大変参考になった報告書ができ上がったと思っております。ご苦労さまでございました。

私どもキッズデザイン協議会は、キッズという言葉で一括りに子供のことを言っておりますけれども、未就学児や小学生も含めた子供のことを言っています。しかし、この協議会が進めております「ベビー用のおやつ」というような、ベビーへの対策というのはまだまだ不十分だったと思います。その意味でも、この協議会の検討に非常に意味を感じております。特に「ベビー用のおやつ」については、そのアイテムの検討にとどまらず、どういうアプローチをすればいいのか。あるいは、配慮すべきものはどういうことなのか。特にまだもの言えぬ時期で、はっきりとした言葉で表現できず、感情しか出せない赤ちゃんに対して、企業なり自治体なりがどういうアプローチをすればいいのかについて、非常に参考になったと思っております。また、これをこの場にとどまらず、広く知らしめるべきだと思いますので、「ベビー用のおやつ」の検討ということだけではなくて、ベビーに対する取組ということで広めていければと考えております。

今後、この対策がどのような形で世の中に実施されて、また効果が出ていくのか。ある経過を待たないとわからないというようなこともあると思っておりますけれども、これという成果が出てきましたら、ぜひ私どもが進めているキッズデザイン賞というものに応募いただきたいと思っております。キッズデザイン賞は単なる顕彰ではなくて、より広く、より深く生活者の方に知らしめていくということを主要な目的としています。ぜひ応募いただいて、共にこの取組を広めていきたいと思っております。

○詫間会長 どうもありがとうございました。

最後になりましたけれども、大越先生、総括的にいかがでしょうか。研究者あるいは学者としてのお立場からコメントをいただければと思います。

○大越特別委員 大越でございます。私も、この協議会に参加させていただきまして本当に勉強になりました。今までベビーフードというのは離乳食というイメージしかなくて、喉詰まりがおこるとのこと自体も本当に知らなかったもので、大変勉強になりました。なぜそんな問題が起こるかということも、この協議会でいろいろとインターネットのアンケートとか意見というのを見せていただいて、とても勉強になったということ。

それからもう一つ、先ほどから皆さんおっしゃっていますように、作る立場が、もう少し食べる人の立場を考えてということで、私も高齢者の食事のことについてはそういうふうなことを盛んに言っているのですが、赤ちゃんについても、子供についても、子供は意見をなかなか言えませんので、どういうふうにしてそれを反映させられるかということを考えてさせられた協議会でした。やはり開発というところで、子供が安全に食べられるものの開発はどんなものかということのを私もこれから研究テーマとして持っていけるような、勉強させていただけるような内容だったらというか、むしろそういうことが今まで何もしられていなかったような気がしていますので、少しこれから勉強させていただければというふうに思っています。よりよい商品開発、製品開発ができるということが、この協議会を踏まえてこれからできればいいなというふうな感想を持ちました。ありがとうございました。

○詫間会長 ありがとうございます。そういう意味で、スタートの土台としての役割をかなり有効に果たさせていただけるのではないかと思うわけでございますが、一応ご意見は一巡させていただけたかと存じますが、向井先生、最後に何か。

○向井特別委員 これをもとに、たぶん商品に注意等の表示が変わっていくと思うのですが、報告書の25ページのエところに、「ベビー用のおやつ」には次のような注意書きがあるんだというのですが、1つ目のところに「赤ちゃんが上手に噛み砕き」と書いてありますが、これは上手にかみ砕けるようになるというのは平均したら9～10カ月以降でございますね。2つ目の「喉に詰まらせないように赤ちゃんが横になっているときやおんぶ」ですから、座位が安定するわけですから6～7カ月以降ですよ。それから、「食べているときや食べ終わったときに湯ざまし」と書いてありますが、食べている最中に、まだ吸せつ

反射、いわゆるおっぱいを飲む反射が残っている7カ月ぐらいまでは、そのときに水をまたあげたら非常に危険ですね。ですから、それよりも、赤ちゃんが泣いていてあやすときに使うというので、泣いているときぐらい吸気が息つきできてポンと中に入ることはありませんので、泣いているときはだめだとか、こういうことを書いてあって、注意喚起がそれで35%の人しか見ていないとあって、これを見ていてもほとんど参考にもならないというのが実際ですので、どうか注意喚起する内容、文章についてももう少し科学的な、もう少し赤ちゃんの発達とか、そういうことに基づいて書いていただかないと、こんな表示では、書いてあったでしょうと言っても、これを検証したら全くアウトということになると思いますので、ぜひ事業者の皆さんには、そういうところの表示も、今回の報告書の安全対策の報告書をもとにして一步進めていただけたらというふうに思います。

○詫間会長 ありがとうございます。これは例示として紹介したということですよ。必ずしもこの報告書が勧めているというわけではないと思いますが。

○丹野安全担当係長 今現在の商品にあるものの代表的なものです。

○詫間会長 不十分な点もありますよということを含んでいただければと思います。

○丹野安全担当係長 はい。

○詫間会長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間も押しておりますので、一応各先生あるいは委員の先生からご意見を賜りまして、この報告書を、今「案」と書いてございますけれども、この「案」を取らせていただきまして、この協議会の正式な報告書とさせていただきますものかどうかをお諮りいたしたいのでございますが。

○丹野安全担当係長 大変お手数ですが、「報告書（案）」のところにテープで「案」という文字が張ってございますので、こちらをお取りいただきまして。そうすると、「案」が取れまして「報告書」ということになりますので。申しわけございません。

○詫間会長 非常に芸が細かいというか、取らせていただきましたので、では、そういうことで一応お認めいただけたということによろしゅうございませうか。

ありがとうございました。

それでは、正式になりました「報告書」を部長のほうに差し上げさせていただけたらと思います。清宮様、こちらへお見えいただけませうか。

(「報告書」手交)

○詫間会長 それでは、報告書を受理していただきまして、それに鑑みまして一言ご挨拶を清宮部長のほうからお願いできればと思います。

○清宮消費生活部長 改めまして、消費生活部長の清宮でございます。本来であれば、私どもの局長が先生方からちょうだいし、また、ご挨拶を申し上げたいところなのですが、今日は所用で難しいものですから私のほうから挨拶をさせていただきます。

ただいま詫間会長から「『ベビー用のおやつ』の安全対策について 報告書」をいただきました。委員の先生方には、本当に精力的に短い時間にご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。また、この協議会の場以外でも、私ども事務局がよくご相談にも伺わせていただきまして、貴重なご意見を先生方から伺ったとも聞いています。いろいろとお時間をいただきまして本当にありがとうございました。

今日、メディアの方もいらっしゃっていますが、この提言の内容は大変関心の高いところがあると思います。今回の報告書の中には、大きく2点、安全対策に関する部分と消費者への普及啓発の部分と、この2点が書かれているわけでございますけれども、東京都は、ご提言をいただいたものを実現に向けて取り組んでいくことが重要なことだと思いますので、またこれからも関係者の皆様のご協力もいただきたいと思います。今日は、各委員の先生方にご発言をいただいている中で、大変心強い応援と、特に事業者の方々の検討の間でも非常に前向きなご意見をいただいていたのですが、今日も更に心強いこれからの取組のご意見もいただいて、大変ありがたく思っています。先ほど消費者庁のお話もございましたが、東京都もこれから国の関係機関といろいろと要望活動を行いながら、またいろいろな機会を通じて、都民の方、また関係者の方への普及啓発にも努めていきたいと考えています。こういった形でまとまったものの実現に向けて今後ともよろしくお願ひしたいということと、それから併せまして、特別委員の皆様には、それぞれのご専門の立場から貴重なご意見を数多くいただきまして本当にありがとうございました。また、本協議会の委員の皆様には、今後、来年度以降、また新たなテーマでご検討いただくことになると思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

以上、挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○詫間会長 ありがとうございました。

それでは、今日の午後になりますでしょうか、プレス発表があるように伺っていますが、その件について事務局のほうから。どういう資料で発表されるか、毎回これは非常に大事

なことですが、まさにメディア全体に東京都が受け取られました資料の解説も含めて、プレス発表されるようでございます。では、行き渡りましたところでご説明いただけますでしょうか。概略で結構ですが。

(追加資料配付)

○丹野安全担当係長 それでは、ただいまお配りしましたプレス発表資料について説明いたします。

まず、プレス発表用の資料につきましては、鑑が1枚ございまして、その次に別紙がつきまして、その次に参考資料1、また1枚めくっていただきますと参考資料2ということで、この4点で構成されてございます。

まず、プレス資料の鑑の部分でございますが、表では報告書の主な内容について記載しております。こちらは、今、報告書をご説明申し上げましたので説明のほうは割愛させていただきますが、裏面をご覧くださいますと、こちらが都の対応ということで、早速これから都が行っていく対応について示してございます。国や関係する団体等への提案・要望ということで、今現在のところの案ということで、提案先3カ所、要望先2カ所ということで掲げてございますが、先ほど山中先生からお話がありましたとおり、この表の一番下の※のところに、内閣府国民生活局へは情報提供という扱いでございますが、こちらについては提案ということでさせていただくことも検討いたしまして、基本的に窒息事故を所管する部署をきちんと国のほうで定めていただきたいというような趣旨の内容を提案していければというふうに考えているところでございます。

最後にピンク色で囲ってあります部分が、都から消費者の方々への注意喚起ということで、こちらは報告書の中には具体的な記述はなかったのですが、今回初めて都のほうで注意喚起の内容ということで具体的なものを3点ほど示しております。

まず1点目が、子供の成長には個人差がありますので、商品に月齢が表示されていますが、それを頼りにするのではなくて、子供の様子を見て食べさせましょうということです。あと、与え方についていろいろご意見がございましたので、食べさせる前に、今の乳児にとって本当に必要なのかということを考えましょうということです。あとは、窒息事故防止のために、商品に表示されている注意表示に従ってというふうにはございますが、今、向井先生からのご指摘もございましたとおり、今後、事業者の方々には注意表示についても見直していただけるということですので、その暁には、きちんとその注意表示に従って食べ

させましょうと。あと、万が一、食品などにより窒息した場合の対処法について理解しておきましょうということでございます。

別紙のほうでは、参考1といたしまして、「授乳・離乳の支援ガイド」について。参考2といたしまして、窒息した場合の対処法について載せてございます。

続きまして、参考資料1には本協議会の概要、参考資料2では報告書の概要ということで載せてございます。

このプレス発表資料につきましては、先ほど会長からもお話がありましたとおり、この協議会終了後、時間は2時になりますが、都庁の記者クラブに投げ込みを行います。今、協議会にお越しいたっているマスコミ関係の方には、この時点でオープンということになります。投げ込みと同時に、都のホームページのほうにも同時にアップいたしますので、どなたでも見る事が可能です。

以上です。

○詫間会長 ありがとうございます。そういうことで、先年度もやっておりましたから、その辺は慣れておられると思いますが、そちらのほうは事務方のほうでやっていただけということですね。われわれのほうは特に……。内容について特にあればでございますが。今、報告書をずっとご検討いただいたものの中の主要なポイントについて徐々にまとめていただいて、やはり消費者に対する喚起も入れていただくということで、これ全体がホームページにもアップされるということですか。もちろん、議事録も含めまして、正式な報告書も順次アップされていくと。

○丹野安全担当係長 はい。プレス資料につきましてもそうですが、報告書につきましても全編アップされます。

○詫間会長 そうですよ。確定しましたらね。字句その他はまず問題はないと思いますが、けれども、誤字脱字等があるといけませんので、その辺も確認して。いかがでございますか。このプレス資料につきまして、特に何かご注意事項等があればでございますが。

では、ちょっと時間も押しておりますので、特になければ一応これでご了承いただいたということで。これは特にご承認いただけるとか、そういうことではございませんが、都のほうの責任でこういう形でプレス発表させていただくということであろうかと存じます。

それでは、最後に私がお挨拶をさせていただいてよろしゅうございましょうか。

○山中特別委員 最後に、私のほうから、今回初めて安全対策協議会に参加させていただ

き、3つほど私の感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

第1点は、今回、協議会に初めて出たときに、既にデータはほとんどとられていたんですね。われわれ医者は、窒息といえば非常に重症度が高ものを思いうかべますが、喉にちよっと詰まっただけのものもあるかもしれません。本来ならば、窒息の程度をきちんと判定できるようなアンケート調査をしないと、このデータを理解することが難しいように思います。例えば重症度が高いものは、医療機関の幾つかにたのんで調べるとか、あるいは障害が残ったものであれば、重症心身障害施設を調べれば食品による窒息はわかるはずで。す。「ベビー用のおやつ」でどこまで重症度が高い事故が発生しているか、今回の結果だけではわからないので、アンケートを取る前に、窒息であれば専門家の意見を聞いてアンケート内容を検討した方がよかったですと思います。われわれ研究者にとっては、極端に言うと、調査方法、あるいはアンケート内容を決めた段階でもうほとんどデータはできているというぐらい調査内容が大切なのです。今回、窒息事故と茫漠と皆さんおっしゃっていますが、どんな窒息事故なのか、障害が残っているのか残っていないのか、それがはっきりしません。今後も調査をされるかもしれませんが、その事例に関係のある専門家の意見を聞いてから調査をする必要があるのではないかと思います。

第2点ですが、今回、非常にきちんとした報告書ができております。しかし、この報告書が冊子になり、棚に置かれて、3年、5年たちますと、もうどこにいったかわからなくなってしまいうんですね。今回、これだけ貴重なデータを集めたのであれば、研究雑誌にきちんとした論文の形で投稿すべきではないか。事務系、あるいはいろいろな団体の方には研究論文の意味づけはわからないかもしれませんが、この資料を後々の人が引用できて、それを利用してまた次の研究をするためには、きちんとした研究論文にしなければ残らないんです。せっかく税金を使って調査を行って報告書をつくっても、それが残らないのでは意味がない。食品関係でも小児保健関係でもいいのですけれども、「ベビー用のおやつ」の実態とそれに対する問題点をきちんとした論文の方にすべきではないか。研究論文の形にして、この資料を広く、また今後5年10年先に残していただきたい。これが第2点であります。

それから、もう1点は、せっかく報告書を出しても、例えば昨年度のベビー用の衣服の検討課題が1年後、3年後にどう改良されて、どれぐらい事故の件数が減ったかというフォローアップのスタディが必要だと思います。今回、ベビー用のおやつを検討しましたがけれど

も、2年後、あるいは3年後にもう一回、ベビー用のおやつによるアンケート調査を行って、どれくらい発生頻度が減ったか、企業はどのようなふうに変えたかなど、再調査を行って、どれくらい改善されているかもこの委員会でぜひ課題として挙げていただきたい。今回、協議会の委員になって感じましたので、最後にお話しさせていただきました。どうぞよろしく検討をお願いします。

○詫間会長 どうもありがとうございます。貴重な注意事項といたしますか、留意事項ですね。定義の問題、先生は特に1章のところの3のウに事例を挙げていただいたのを見るとよくわかると思いますけれども、窒息といってもいろいろなケースがあるわけですね。交通事故などでも、警察庁は24時間以内の死亡でカウントしておりますけれども、厚労省は、ずっと入院して何カ月後に亡くなった人も入りますので、3割ぐらい死亡者数が増えるとか、そういうようなことが1つの例としてありますので、どのようなふうで定義するか。24時間以内に窒息で亡くなったのか、入院して何カ月かたってから亡くなったのかとか、いろいろなことがございますので、定義の問題も次回からもう少し考える必要があろうかと存じます。それから、これは一応ホームページにアップされますから、先回のときにも局長にはちょっと申し上げたのですが、報告書というのは大体お蔵入りになるのが普通なわけで、ただ、都庁の場合は、私も国のほうにいろいろな関係を持っておりますが、そういうものに比べれば非常に活用されておられると思います。ここに国の方もおられるので申し上げにくいのですが、多分、パイプ椅子の場合も、ベビー服の場合、身につけるものについても、かなりパンフレットとか、チラシとか、ポスターなどを何十万というオーダーで配っておられましたので、そういう意味でも非常に活用されておりますが、先生がおっしゃるのは、リトリーバできるような論文の形で少しリストアップできないかということでございますね。ただ、ホームページが出ていますから、それをもう少しうまくまとめておけば、リトリーバというか、検索の対象にすることはできるわけでございますね。

それと、フォローアップ、これは何年かごとにどのようなふうに変ったかということは当然なされていることになると思いますが、これはむしろ私とか、大越先生とか、向井先生もそうだと思いますが、大学とか研究機関もそれをやらなければいけないわけございまして、そういうために大学もあるんじゃないかと私自身も思っておりますので、そういう方向で努力させていただきたいというふうに思っております。

では、ありがとうございます。今日は、こちらに内閣府その他国の機関の方もおられ

で大変感謝しておりますが、一義的には、委員の方、特別委員の方、お忙しい中、4回もご参加いただいて、貴重なご討論をいただきましたことを深く感謝しております。ご意見の中にもございましたように、やはりこの問題は事業者の方、つまり製造者、それから行政もそうですが、消費者、この三者がそれぞれ責任を感じて自発的に行動を起こしていくということがキーポイントになろうかと思っておりますので、この報告書を1つの手がかりにしまして、今後もお互いに協力し、なお啓発しながら、乳幼児の「ベビー用のおやつ」の安全で安心な使用で、しかも健康に役立つという形で発展していくことを祈念しております。そういうことで、簡単ではございますが、私の今期のご挨拶にかえさせていただければ幸いです。どうもありがとうございました。

事務局のほうで最後に何かございますか。

○長生活安全課長 特に報告はございませんけれども、本日の議事録はまた後で郵送なりメールで送らせていただきますので、そのときにご確認をお願いしたいと思います。

長い間、どうもありがとうございました。

午前11時15分閉会